

(財)三重県交通安全協会

交通安全みえ

'07/仲秋号

No. 153

平成19年8月20日発行

発行所 財団法人 三重県交通安全協会 三重県交通安全活動推進センター(三重県公安委員会指定)
〒514-0004 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎5F TEL 059-228-9636 URL http://www.mie-ankyo.com



交通安全願いかけ、幼稚園児と七夕飾り
(桑名地区交通安全協会)



SBデーに自転車事故防止啓発活動
(四日市北地区交通安全協会)



安全運動で飲酒運転追放ミルミルウェーブ
(四日市西地区交通安全協会)



交通死亡事故現場で再発防止啓発活動
(鈴鹿地区交通安全協会)



大型店舗で安全運動啓発活動
(大台地区交通安全協会)



大型店舗で交通安全運動イベント
(熊野地区交通安全協会)

交通安全協会は交通事故を減らすために幅広い活動を行っています。

- 街頭での交通安全指導(学童・お年寄りの街頭指導)
- 新入園、小・中学校への交通安全資材・器材の提供
- 交通安全広報啓発(新聞・テレビ・広報車)
- 交通安全イベントの開催(交通安全フェスタ等)
- 優良運転者・交通安全功労者の表彰
- 交通事故無料相談



イエス・ノーで交通安全教室
(いなべ地区交通安全協会)



交通死亡事故現場で再発防止啓発活動
(四日市南地区交通安全協会)



大型店舗で「飲酒運転追放」の署名活動
(亀山地区交通安全協会)



保育園児と保護者に交通安全音頭を披露
(津南地区交通安全協会)



海女さんも陸に上がって交通安全
(鳥羽地区交通安全協会)



夏の安全運動初日に出動式
(伊賀地区交通安全協会)



交通安全笛にかけ、園児と作る七夕飾り
(松阪地区交通安全協会)



安全運動でミルミルウェーブ
(尾鷲地区交通安全協会)



女性部による人形劇、紙芝居の研修会
(名張地区交通安全協会)

交通事故相談案内

交通安全協会の交通事故相談所

交通安全協会は、弁護士などによる交通事故相談を行っています。相談料は無料ですので、お気軽にご利用ください。この「交通事故相談」は道路交通法により「県交通安全活動推進センター」の事業として開設しております。

電話相談 津市桜橋3丁目 三重県交通管制センター内

相談日	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 TEL059-223-1333
相談員	(財)三重県交通安全協会 交通事故相談員

面接相談 津市高茶屋4丁目 三重中央自動車学校内(交通事故相談室) TEL 059-234-2175

交通事故相談員による相談	毎週木曜日(祝祭日の場合は除く)午前9時～午後4時
弁護士による相談	第3木曜日(祝祭日の場合は第4木曜日)午後2時～午後4時

交通安全「俳句」「川柳」募集

交通安全「俳句」「川柳」作品コンクール

第4回「交通安全「俳句」作品コンクール」を次のとおり実施することとなりました。交通事故がたくさん発生する中で、一人でも多くの方々に交通安全活動に対する認識を高めてもらうために行うものであります。多くの方々の作品をお待ち致しておりますので奮ってご応募下さいませようご案内申し上げます。

俳句 ○小・中学生の部 ○一般の部 ○高齢者の部(70歳以上)
川柳 特に部門の区別は、ありません ※お一人様何首でも結構です。

- ◆締切 本年9月14日(金) 必着
- ◆応募方法 氏名・住所・年齢・電話番号を明記の上、郵送、FAXまたはEメールにて
- ◆応募作品について
 - ・応募者は、安全協会会員であるか否かは問いません
 - ・交通安全に関するもの
 - ・応募用紙・ハガキなど作品形式は問いません(審査は内容のみで行われます)
- ◆優秀作品の展示 優秀作品には、当協会会長賞などを贈呈し、展示する予定です。

交通安全協会シンボルマスコット「ストッピー」
たくさんの応募お待ちしております!

作品送付先 〒514-0821 津市垂水2566 免許センター内 三重県交通安全協会 総合対策推進室
TEL 059-223-4520 FAX 059-223-4590 担当: 田山
Eメール: mieankyo@topaz.ocn.ne.jp

TSマークは安全、安心な自転車の証

自転車に乗っていて「ヒヤッ」としたことはありませんか。転んでけがをしたり、歩行者とぶつかって相手にけがをさせたりするなど、自転車による事故でも大事に至ることがあります。そんなときに役立つのが「TSマーク」です。

「TSマーク」は、自転車を自転車安全整備店で点検または整備すると、安全な自転車の証として貼られるマークです。同マークには自転車運転時の事故で相手にけがをさせたときに補償する「賠償責任保障」と自らけがをした場合の「傷害保険」の2つがセットで1年間付いています。保険料は個別に払う必要はありません。年に1回は「セフティちゃん」の付いた自転車安全整備店で点検、整備を受けましょう。

●TSマークに付帯する傷害保険と賠償責任保険の限度額

傷害入院15日以上	死亡・重度後遺障害	賠償責任(限度額)
(一律) 10万円	(一律) 100万円	2,000万円

自転車安全利用推進キャンペーン

- ハンドル、ブレーキ、ライト、後部反射器等をいつも点検整備する。
- 夜間は、必ずライトをつける。
- 交通信号を確実に守る。
- 道路の横断は、自転車横断帯を利用する。
- 自転車道を走行するなど通行区分を守って走行する。
- 並列走行、二人乗り、傘さし運転は絶対しない。
- 一時停止の標識がある場所や見通しの悪い交差点では、必ず一旦停止し、安全を確認する。
- 交差点や路地からの飛び出しは絶対にしない。
- 進路を変更するときは、必ず後方の安全を確認する。
- 通行の妨害になるような駐車(輪)や迷惑な路上放置は、絶対にしない。

セフティ・バイシクル・デー(S・Bデー)
～毎月第1月曜日は「自転車安全対策強化日」～
自転車に関連する交通事故防止を推進する日

飲酒運転追放 「ハンドルキーパー運動」に参加しませんか

●ハンドルキーパー運動とは? ドライバーの皆様へ

自動車や飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。

この運動は、オランダで8割の国民が意味を理解している「ボブ運動」を参考にしています。オランダでは、仲間同士や飲食店が「今日のボブは誰?」と呼びかけ、グループ内で飲酒をしない人を決めておき、飲食店もこれに協力する取り組みを実施しています。ドライバーの皆様、飲酒運転を追放するために、ハンドルキーパー運動に積極的に参加しましょう。

●酒類を提供するお店の方へ

「ハンドルキーパー運動」の趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

1. お客様が、お車で来店されたかどうかご確認ください。
2. その時に、どなたがお車を運転するのか(ハンドルキーパー)をご確認ください。
3. お車を運転する方(ハンドルキーパー)には、アルコール類を提供しないでください。
4. お車を運転する方(ハンドルキーパー)には目印となるものをお渡しするか、目印となるものを席に置いてください。
5. お客様が運転代行等を依頼して帰られる時は、その確認ができるまでお車のキーをお預りください。

